

## 《論 文》

## 社会調査はいかに「失敗」に至るのか？ ——「トラブル」から「中止」に至る調査の過程を開示する——

加藤 倫子・平井 秀幸

### ＜要約＞

社会調査に携わる者であれば誰もが、調査目的を果たし、無事に調査報告や成果産出を終えて調査が「成功」裡に終了することを望むだろう。しかし、現実にはそれとは異なる終わりを迎える社会調査——調査途中で何らかの「トラブル」に見舞われ、終了ではなく「中止」される社会調査が存在する。通常、調査関係者以外が目にするのは「成功」した（公刊された）調査（報告）のみであり、「失敗」した（公刊されない）調査（過程）に接近するチャンスはほとんど無い。本論文は、筆者らが実施した質的社会調査（刑務所に収容された女性薬物依存者への支援をめぐるフィールドワーク）において経験した「トラブル」と、調査が「中止」に至る詳細な過程を開示し、それ自体を一次資料とする社会的分析に向けた素材を提供するとともに、予備的な考察を行う。社会調査の「失敗」と同定されうる事態の経験的分析は、逆説的に“社会調査の「失敗」とは何か？”といった問いを召喚するかもしれない。こうした試みは、調査方法論・調査倫理上の貢献に加え、社会調査に関わるすべての人びとにとって有益なものとなるだろう。

キーワード：社会調査の「失敗」、フィールドワーク、トラブル、女性支援、薬物依存

### 1. はじめに（問題の所在）

佐藤郁哉が「フィールドワークに関する授業を担当していて一番不便に感じるのは、現代の日本社会について日本語で書かれた民族誌を受講生に読んでもらおうと思っても、適当な文献がなかなか見つからないことです」<sup>(1)</sup>と述べてから約20年が経ち、日本の社会調査、特にフィールドワークを含む質的社会調査をめぐる環境は大きく変化した。「フィールドワークに関する授業」や「日本語で書かれた民族誌」のみならず多くの教科書が出版されるようになり、質的社会調査に関する知は制度化された観がある。

知の制度化は、知の規範化を導く。質的社会調査の「プロセス」を論じたある教科書では、理想的な調査過程が「問いを立て、技法を選ぶ」「現地に入り、記録する」「データを処理して、報告書を作成する」の三つに整理されているが<sup>(2)</sup>、こうした方法的な知は、上記の過程を踏んで

最後まで完走する調査こそが「成功」であることを示唆する。しかし、現実にはこうした理想的過程を踏むことのない調査も決して少なくはない。残念ながら、調査途上で何らかの「トラブル」に見舞われ、途中棄権ならぬ「中止」というかたちで終わりを迎える調査が存在する。それらの調査は、現代の規範的調査観からすると「失敗」ということになるが、その実態は必ずしも明らかではない。おおむね、われわれが詳細を知ることができるのは「成功」裡の調査として公刊されたケースのみであり、質的社会調査の教科書・授業・民族誌のなかで「失敗」が言及される場合でも、それは避けるべき「トラブル」として否定的に記述されたり<sup>(3)</sup>、最終的な「成功」を導いた「教訓」として回顧的に正当化される<sup>(4)</sup>にとどまる。

本論文が焦点化するの、上記のような、現代の規範的調査観のもとで後景化される“社会調査の「失敗」”である。具体的には、筆者らが実施した調査において経験した「トラブル」と調査が「中止」に至る詳細な過程を開示し、それ自体を質的なデータとする社会学的分析に向けた予備的考察を行う。したがって本論文の問いは、論文タイトル通り「社会調査はいかに『失敗』に至るのか」と設定されるが、以下の三点に関してはあらかじめ注記を付す必要がある。第一に、本論文の知見は広く社会調査全般に関連すると考えられるものの、具体的に射程化されるのはフィールドワークをはじめとする質的社会調査である。第二に、本論文は単体で上記の問いに解答を与えるものではなく、今後の分析に先立つ試論的・序論的役割を担う<sup>(5)</sup>。第三に、本論文は現代の規範的調査観に照らして社会調査の「失敗」を仮説的に定義するが、当該術語の使用にあたってそこに付加されうる逸脱性・スティグマ性を自明視しない。以上を要するに本論文は、質的社会調査が規範的調査観から逸脱したかたちで終わりを迎える場合、そのプロセスにおいて何が生起しているのかを整理・呈示することを第一義的な目的とする。

以下ではまず、筆者らが行った調査の舞台となったフィールドの概要を述べ、フィールドエントリーの経緯を記述する(第二節)。その後、調査の概要と、調査が(調査途上で発生したある出来事を契機として)一部「中止」に至る過程を開示する(第三節・第四節)。最後に、こうした情報をそれ自体「データ」と捉えて分析するための視座について論点提起を行う(第五節)。

## 2. フィールドの概要と、フィールドエントリーの経緯

### 2-1. 「モデル事業」と「センター」

筆者らの調査対象は、一言で述べれば刑事司法における女性薬物事犯者処遇である。実際のフィールドワークは、「女子依存症回復支援モデル事業」(以下、モデル事業とする)の一環としてX刑務所(女子施設)の一角に開設された「女子依存症回復支援センター」(以下、センターとする)を主たる舞台として実施された。

再犯防止推進計画等を背景に、法務省矯正局による2019年度から2023年度までの五か年に渡る長期事業として構想されたモデル事業は、刑罰の執行という観点のみならず依存症からの「回復」

という視点を重視する点に特徴がある。そのためにもモデル事業では刑務所から社会内へとつながる継続的支援がめざされるが、その前半部分（刑務所処遇）を担うのがセンターであるといえる。センターは、①X刑務所の敷地内の一角に位置し、組織的にもX刑務所の処遇部門のひとつでありながら、入所者を薬物事犯者に限定し、X刑務所の他の受刑者とは接触させない独立収容ユニットである、②法務省からの委託を受けた民間の女性支援NPOであるYがプログラムの開発を担っている、③プログラムの内容が女性特有の困難性や依存症に着目した専門的プログラムである、④入所者は、プログラム期間中の平日は原則として毎日プログラムを受講し、夜間・休日は特設寮における自主性を重んじた共同生活を送る、といった種々の点で刑務所におけるこれまでの女性薬物事犯者処遇とは異なる画期的な性格を有している。

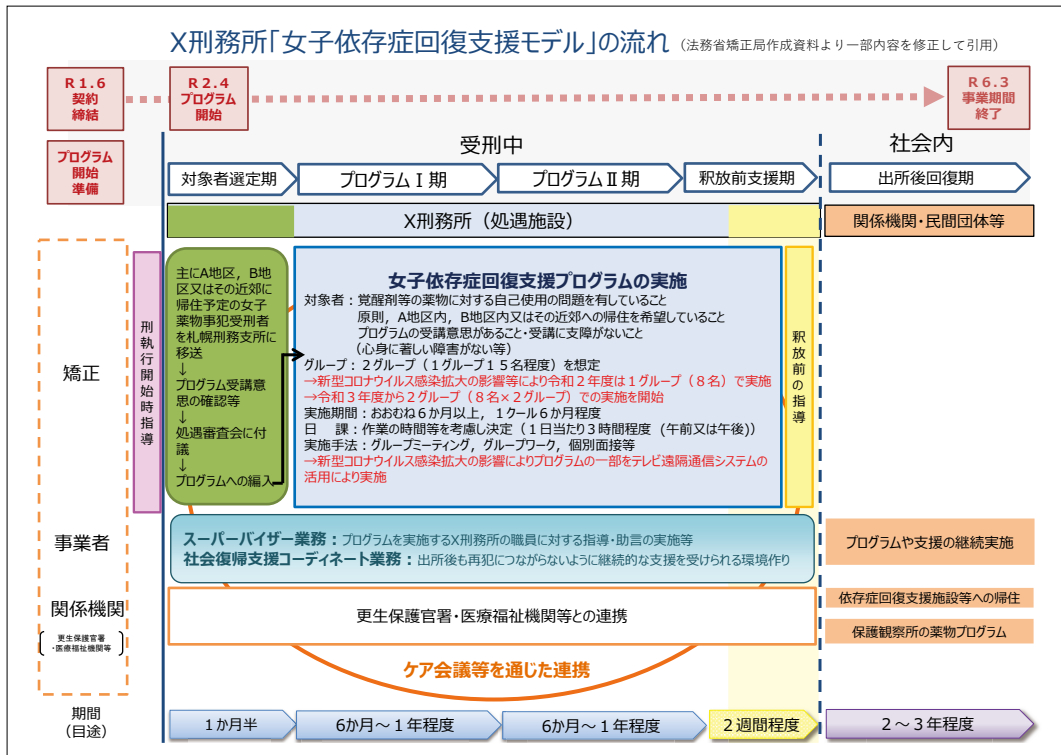
従来、刑務所における薬物事犯者処遇は、特別改善指導のひとつである「薬物依存離脱指導」として、法務省矯正局が定めた認知行動療法を主軸とする標準プログラムにもとづきつつ各施設の実情に応じた実践が蓄積されてきた。X刑務所においても薬物依存離脱指導は積極的に展開されてきたところであるが、矯正全体での薬物事犯者の再入率の高さ、病気としての薬物依存症の側面、暴力被害や摂食障害に代表される女性特有の困難性等にかんがみ、モデル事業実施庁として選定されることになった。2019年4月にX刑務所内でプロジェクトチームが立ち上げられ、事業者に選定されたYの協力を得て、プログラムの開発、指導マニュアルの作成、職員研修の実施等が積極的に進められた。2019年8月にはプログラム等を実施する職業訓練棟、夜間・休日の生活場所となる特設寮、刑務作業としての農作業を行うためのビニールハウスの設置工事がX刑務所内ではじまり、2020年4月にセンターの運用が開始された。

## 2-2. センタープログラムの概要

センターに収容されプログラムを受講するのは、違法薬物の自己使用の問題を抱えており、地域社会における女性の薬物依存症者への支援体制が複数存在しているA地区、B地区及びその近郊に帰住予定の、「依存症からの回復をめざす」という目的を持った女子受刑者20名程度である。上記に該当する受刑者は、刑務所で刑執行開始後、工場等が指定される前に受ける指導のなかでセンター入所の候補者として選定され、その後、本人にプログラムを受講する意思がある場合は処遇審査会に付議され、処遇審査会を通過した者はモデル事業対象者（以下、対象者とする）としてセンタープログラムに編入される。センター内には対象者のグループが編成され、日中の刑務作業やプログラムはそのグループを単位として行われる。

筆者らが調査を実施した2020年5月から翌年1月までの時点では、5～8名の対象者で1グループを構成し、主として平日午前には刑務作業、午後には依存症からの「回復」に向けた7つのプログラムの2コマを受講するというスケジュールとなっていた。

プログラムのなかでも中心的な役割を果たす「コアプログラム」は、女性の依存症治療に関する先端知やこれまでYで積み重ねられてきた援助経験にもとづいて組み立てられたグループワー



<図表 1 X刑務所「女子依存症回復支援モデル」の流れ>

ク形式のプログラムで、Yの代表 (Y1) によって編まれたテキストに沿って進められる。テキストでは依存症のメカニズム、現代日本の女性が置かれている構造的な問題なども言及され、自己の薬物使用の背景に目を向けられるようになることが企図されている。

さて、先述のとおり、モデル事業は個々の対象者の出所後の生活を見据えた支援体制をセンター入所時から構築し、刑務所から社会内に向けた継続的支援を行うことを目的としている。調査時点でこうした役割を中心的に担っていたのが、Yのスタッフでもある2名のソーシャルワーカー (Y2, Y3) が務めた地域支援コーディネーターである<sup>(6)</sup>。かれらは対象者がセンターに入所した時から支援を開始し、出所後に地域で生活を始めてからも、対象者が抱える様々な困難に対応したネットワークを構築し、やがて対象者が自力で社会生活に定着していくことをめざして伴走型の支援を提供する。具体的には、対象者が受刑中には刑務所内での個別面接を行うほか、刑務所が中心となって開催される「ケア会議」に参加し、出所後のケアプランを関係機関と共有する。また、対象者の帰住先の社会資源を精査し、支援のネットワークを整える。こうして、対象者が出所してからの生活のなかで生じる様々な困りごとが大きなトラブルに発展する前に相談できる体制をつくりあげることがめざされていた。

## 2-3. フィールドエントリーの経緯

筆者らが今回の調査を実施することになった契機は、2019年の初夏に、Y1から平井に「モデル事業を、社会学の質的調査を通して、その正負両面を含めて記録してほしい」という調査依頼が寄せられたことであった。この依頼を受諾した平井は、加藤を含む研究者5名からなる調査チームを結成し、主として研究のアウトプットをめぐる議論の場として、社会学・社会調査以外の様々な分野の専門家も加えた総勢18名からなるスーパーバイザー会議を設置した。

筆者らは、2019年8月に、Y1との調査に関する会合を実施し、本調査に先駆けたプレ調査を兼ねて2-1で述べた職員研修にオブザーバーとして参加した。また、9月12・13日にはX刑務所や設置工事中のセンターの参観を行い、YにおいてX刑務所職員向けの調査概要説明を実施した。2019年末にはセンター調査に向けたX刑務所との調整を開始し、2020年3月26日にX刑務所長と平井とのあいだで『『女子依存症回復支援モデル事業』と『女子依存症回復支援センター』の実態と機能をめぐる質的研究』にかかる調査研究ガイドライン（以下、ガイドラインとする）と協定書を締結した。ガイドラインには、研究体制、研究目的、（次節で詳述する）調査の概要、調査方法、データの加工・管理・廃棄のルール、倫理的配慮、インフォームド・コンセントや個人情報保護に関する規定、研究成果の公開方法などが明記された。

当初、2020年4月からの調査開始を予定するなかで、調査チームは3月26日にX刑務所にて調査説明会を実施し、センター調査に向けたX刑務所職員の理解と協力を求めた。しかし、コロナ禍が深刻化するなかで2020年4月に日本全国対象の緊急事態宣言が発出されたことを受け、調査は説明会で共有された当初予定とは大きく異なるかたちで開始されることになった。

## 3. 調査の概要——コロナ禍における調査はどのようなものだったか

### 3-1. コロナ禍以前に計画されていた調査の概要

コロナ禍以前、調査チームは、モデル事業が刑務所の内外をつなぐ切れ目のない支援を志向していることをふまえ、対象者が刑務所にいる間に実施する「施設内調査」と、出所してからの「社会内調査」とを切れ目なく行うことを計画していた。まず、施設内調査として、調査チームは以下の4つの研究を計画していた。

第一に、「歴史研究」である。これは、行政資料や実務資料、関係者（支援者や行政関係者）へのインタビューをもとに、モデル事業やセンターが登場してきた政策上・実践上の歴史的文脈を明らかにするものである。前述のようにモデル事業やセンターは薬物事犯者処遇としていくつかの画期的特徴を有しており、どのような経緯で、こうした従来の方向性の転換が導かれてきたのかを問おうとした。

第二に、「職員研究」である。これは、従来の薬物事犯者処遇に慣れ親しんでいる刑務所職員が、女性特有の困難性を支援するセンター職員として「社会化」されていく適応・葛藤過程を、縦断

的なインタビューを通して明らかにするものである。また、対象者の受刑中から支援を開始するY職員(Y1, Y2, Y3)にもインタビューを実施し、センター内外で支援にかかわる活動をどのように進めているのか、どういった課題を感じているのかを把握しようとした。

第三に、「プログラム研究」である。これは、センターのプログラムの参与観察を通して、拘禁・刑罰執行施設である刑務所を「安心・安全な場」とすることはいかにして可能なのか、そしてその際の困難性は何かを問い、「安心・安全な場」に対する職員や対象者の受けとめや意味づけを明らかにするものである。また、その際、センターのプログラムとは異なる薬物事犯者処遇プログラムと比較することで、センターのプログラムの独自性や新規性が捉えやすくなると考え、X刑務所の薬物依存離脱指導の参与観察も実施することにした。

そして第四に、「受刑者研究」である。女性薬物使用者に関しては、暴力、貧困、トラウマ、スティグマなど、過去の被害経験と薬物使用の関連性が各所で指摘されている。本研究では、そうした被害経験を個々の対象者のライフヒストリーに即して理解し、縦断的インタビューによってセンターでの生活過程を把握することにより、受刑生活を通して過去の被害経験をどのように意味づけ(直し)ていくのか、その際にセンターのプログラムはいかなる役割を果たし、いかなる課題を抱えるのかを明らかにしようとした。また、薬物依存離脱指導の対象者にも同内容の調査を実施し、モデル事業の対象者との比較研究を行おうとした。

対象者の出所後は、調査のフィールドも刑務所外、つまり社会内に移行していく(むろんセンター内に対象者がいる限り施設内調査は終了しないので、施設内調査と社会内調査は並行して行われる)。ただし、施設内調査として計画されている4つの研究すべてがそのまま社会内調査として継続するわけではなく、職員研究とプログラム研究を引き継ぐ「支援者研究」と、受刑者研究を引き継ぐ「出所者研究」という二つの社会内調査の実施を構想した。

支援者研究では、センターにおいて時間割やカリキュラムなど明確な枠組みを持って実施されてきたプログラムが、社会内の支援ではどのように展開されるのかなどを支援者へのインタビューを通じて明らかにしようとした。一方、受刑者研究では、出所後の対象者がどのように生活を営んでいくのかが中心的な問いとなるが、地域生活のなかで展開される支援をどのように受け止め、意味づけているのかも縦断的なインタビューを通して明らかにしようとした。加えて、センターでの生活が地域の生活に移行していくなかで、センターのプログラムがどのように活かされるのか、あるいはいかなる課題や葛藤があるのかの究明もこの研究のなかに含まれていた。また、受刑者研究をふまえ、薬物使用に至る経緯や個々の対象者の被害経験や生きづらさにまつわる経験をより深く把握することもめざしていた。

### 3-2. コロナ禍によるフィールドの状況の変化と実際の調査

上述のように、調査チームの調査はプレ調査を含めると2019年に始まり、翌年4月のセンター開設と同時に本格的な調査開始を予定していた。しかし、周知のとおり、2020年初頭からコロナ

禍が全国的に拡大した。本項では、後述のようなかたちで調査が中断される2021年1月までにコロナ禍の下で実際に実施した調査について記述する。

この調査において最も大きく現れたコロナ禍の影響は、X刑務所のある地域と他地域との往來自粛が求められたことである。緊急事態宣言中を除いて調査のためにセンターに入れたのはX刑務所の近隣地域に居住する特定の調査チームメンバーに限られ、遠方に住むメンバーはセンター開設以降、一度もセンターに来訪できずに調査の一部「中止」を迎えることになった。

このような状況のなか、調査チームはX刑務所と協議の上、前項で述べたすべての調査開始を緊急事態宣言が解除されるまで延期することとした。しかし、それではセンター開設時という重要な時期の状況を把握できなくなるため、対面調査に代わる方法として、職員研究のうち、X刑務所の職員に対してはインタビューではなく質問紙によるアンケート調査を、Yの職員に対してはZoomを用いた遠隔でのインタビューを実施し、プログラム研究については、プログラムが行われる部屋にビデオカメラを設置し、職員に録画を依頼することとした（受刑者研究はそもそも対象者への調査説明ができなかったため、また、歴史研究は往來自粛により図書館等へのアクセスが困難になったため、当面の実施が見送られた）。

職員研究は、Y1, Y2, Y3に対してはインタビューをおおむね月1回程度実施し、2020年10月と翌年1月にはX刑務所職員に対しても1人40～60分程度のZoomによるインタビューを実施した。プログラム研究は、6月の緊急事態宣言解除後も、別室からモニター越しに観察を行うかたちで、調査中断までおおむね週2回のペースで継続した。また、2020年7月～8月には、感染防止対策を徹底したうえで対象者に調査説明をし、同年11月と12月に刑務所職員が同席しない状態で対象者へのインタビュー（受刑者研究）を実施した。

受刑者研究を行う上で、調査チーム内では、刑務所のなかで対象者に対してインタビューを行うことは、ただでさえ「自由に話ができる環境ではないところで話してもらう」のを強いることであり、とりわけ、関係性の構築が容易にできない状態において、それはきわめて強い暴力の実行と認識されてしまうのではないかという危惧が共有されていた。対象者は刑務所では「受刑者」であり、自由に調査チームと接触して言葉を交わしたり、調査チームの側から対象者に働きかけることは困難である。加えて、対象者にとって調査者はどのような立場なのかも不明な外部の「先生」であり、何を話してよいのか／いけないのか不安を抱えていたはずだ。こうした事情から、質問と回答のやり取りを通じた「情報収集」というよりも、「調査チームが調査を通じて何をしようとしているのか」を中心に、調査チームが今後長い時間をかけてかかわっていくつもりであることを対象者に伝えることに傾注した。このようにしたのは、調査チームと対象者との間には簡単には覆すことのできない非対称性が存在しており、それを前提として調査を実施する以上、調査過程を可能な限り民主的なものにすべきであると考えたためである。民主的な調査では、対象者が調査上の疑問点の解消、調査への同意（の取り下げ）、調査全般への意見表明と積極的参加等を自由かつ十全に実現できることがめざされ、調査者はそのための（調査内容、調査者の立

場性等に関する) 迅速な説明責任を負う。こうしたねらいから、受刑者研究をあくまでも「予備的な調査」と位置づけ、社会内調査に向けてまずは対象者と関係性を構築していくことを考えた。とはいえ、一切の質問を自制したわけではなく、自身のこと、センターでの生活やプログラムの様子、調査チームが進めている調査についてどのように感じているか等を研究計画に沿って1人あたり30～40分程度で話してもらった。

以上が、2021年1月までに調査チームが実施した調査である(図表2)。

施設内調査	社会内調査
<b>歴史研究</b> →資料にアクセスできず、対面でのインタビュー調査の実施も困難となったため、未実施	
<b>職員研究</b> →X刑務所職員に対しては、対面での調査を実施できず、代わりに自由記述式の質問紙調査を実施した。また、2020年10月と翌年1月にはZoomによるインタビューを実施した →事業者(Y1)と地域支援コーディネーター(Y2, Y3)に対しては4月よりおおむね月1回のペースでZoomによるインタビューを実施した	<b>支援者研究</b> →未実施
<b>プログラム研究</b> →2020年6月、緊急事態宣言の終了を受け、センター内に入ることが認められたが、受刑者たちがいる部屋とは別室にあるモニターを通しておおむね週2回のペースでプログラムを参観した →11月以降に薬物依存離脱指導の参与観察の開始に向け調整を進めていたが、X刑務所の外部支援者(センターの外部支援者ではない)にコロナ感染者が出たことで延期・再調整となり、結局未実施となった	
<b>受刑者研究</b> →センターの対象者には2020年7月～8月に調査概要の説明を実施し、その後11月と12月にインタビューを実施した →薬物依存離脱指導の対象者1名には2020年11月にインタビューを1回実施したが、その後X刑務所の外部支援者(センターの外部支援者ではない)にコロナ感染者が出たことで継続できなくなってしまった	<b>出所者研究</b> →未実施

<図表2 2021年1月までの調査の実施状況>

## 4. 調査の一部「中止」をめぐる

### 4-1. 「トラブル」の発生と調査の中断

前節で述べた通り、コロナ禍の影響を受けた計画変更を伴いつつ、2020年4月より調査チームはセンターでの「施設内調査」を開始した。本節では、調査を「社会内調査」へと展開させようとしたタイミングで発生したある出来事を契機に調査チームと支援者とのあいだで「トラブル」が発生し、調査が中断を経て一部「中止」へと至る過程を詳述する<sup>(7)</sup>。

出来事の概要を端的に述べれば、“調査チームがセンターを仮釈放で出所した対象者のP11に社会内調査をめぐるアクセスした”ことをめぐるものだったといえる。調査チームは、Y1およびX刑務所(と法務省矯正局)に対して、当初より社会内調査の一環としてセンターを出所した対象者への縦断的インタビュー(出所者研究)を実施する見込みである旨を伝えていたが、出所後の対象者にどのようにアクセスするかは懸案となっていた。というのも、モデル



事業の実施主体は矯正局であるため、社会内処遇を担当する保護局とは管轄が異なる。対象者の出所後に社会内で行われる調査に対して矯正側（X刑務所）が許可を出すことは困難であったし、X刑務所が調査チームに代わって出所後の対象者にアクセスし、受刑者研究から引き続き縦断的インタビューへの協力を求めることも難しかった。そうしたなか、X刑務所側より、（出所後も社会内での支援を継続する）地域支援コーディネーター経由で出所後の対象者にアクセスすることは問題がないとの見解が示されたため、X刑務所と（出所時期が近づいていた）P11本人の了解を得たうえで、調査チームのひとり（以下、Zとする）の連絡先を記した「P11さんへの手紙」（資料1）を準備することにした（図表3）。P11を担当する地域支援コーディネーターのひとり（Y2）に手紙を託し、出所後のP11とY2が会う際に手紙を渡してもらい、その後、出所者研究に継続的に協力してくださる場合には、P11の都合の良いタイミングでZに連絡を入れてもらうことでアクセスを図ろうとしたのである。Y2にもこうしたアクセス計画を説明し、了承を得ることができた。

2021年1月末に仮釈放となったP11と会うために彼女の居住地へと出張したY2より手紙は無事P11に手渡され、P11からもすぐにZに電話で連絡があった。電話自体は1分程度で、「ついさっき実家に戻ったが、下の子がずっとついてきていたりで、バタバタしている。今日は慌ただしくて疲れている」とのことであった。Zからは「連絡ただけてよかったです。今日は疲れていると思いますので、ゆっくり休んでください」と伝えるにとどめ、特に今後の調査の話などはせず

P11さん

11月と12月にインタビューをさせていただいたZです。あらためまして、こんにちは。寒い日が続いていますが、体調を崩していませんか？新しい生活がまた始まりますね。コロナ禍の中での生活は、なかなか自由に外出することもままならないかもしれませんが、充実した毎日になることを祈っています。いろいろとお忙しいとは思いますが、以前からお願ひしているように、もしよろしければ定期的にお話を聞かせていただけると嬉しいのです。どのくらいのペースでお話を伺っていくか、どんなふうに進めていくか…など、P11さんのご希望もうかがいたいのので、追々相談させてください。

今の状況では、私が\*\*（調査地）から離れるのは難しそうなので、できればしばらくはメールや電話、LINEなどで連絡を取り合えれば幸いです。

P11さんのご都合がよいとき、いつでもかまいませんので、下記の連絡先にご連絡をお願いします。すぐに電話をとれないこともありますので、メールやLINEを入れておいていただけたら、あとで必ず折り返します。

<Zの連絡先>

\*\*（P11の居住地）のほうは少しずつ春が近づいているかもしれませんが、まだまだ寒い日もあると思います。どうかお体に気を付けて、お元気で過ごしてください。

いつか再会できる日を楽しみにしています。

Z

<図表3 資料1の文面>

に電話を終えた。その後、出張から戻ったY2よりY1に出張中の出来事が報告され、Y1より調査チームに対して“出所後のP11への調査やアクセス方法に関して、事前に相談がなかったこと”に関する問題指摘が寄せられた。その翌日から翌々日にかけて、調査チーム代表の平井からY1に対して謝罪のメッセージを送り、あわせてモデル事業シンクタンク委員会<sup>(8)</sup>のメンバーとも連絡を取り、経緯の説明と謝罪を行い、今回の出来事がもたらしうる支援体制全般への影響、今回の出来事が発生した背景等に関する貴重なコメントを受けた。その後、調査チーム内でも数度の話し合いを実施し、それをふまえて改めて平井からY1に謝罪のメッセージを送り、現時点での調査チームとしての問題把握(資料2)を示すとともに、今後に向けた直接の話し合いを希望する旨を伝えた(図表4)。

Y1さま

＊＊さん(シンクタンク委員のひとり)とお話しさせていただき、私なりに考えたことを以下に記させていただきます。

女子受刑者の多くは、出所直後、大変不安定な状況に置かれていると思います。(諸手続きや社会生活の準備など)たくさんのごことをやらなければならない。(自分の事情をゼロから説明しないといけない他人を多く含む)たくさん人間と接触しないといけない。＊＊さんもY1さんもそうしたケースをたくさん見てこられたと思います。今回、Y2さんをコロナ禍のなかで＊＊(P11の帰住地)に派遣されたのも、そうした出所直後の時期をフォローしなければという意味合いがあったらうと想像します(こうしたことは、Y1さんのインタビューでも語られていました)。

支援者は、こうした出所直後の時期に対象者に寄り添い、対象者との信頼関係を構築すると同時に、つい対象者が頼りがちになったり、吸引されがちな関係性をコントロールし、「まず何かあったら第一に相談する／してくれる人」として、対象者に認めてもらうよう、様々な活動をするのだと思います。理解の無い行政や高圧的な専門職には対象者は吸引されなくても、自分のことをよく知っている人には(それが本人に悪影響を及ぼす人であっても)つい頼りたくなってしまうことがあるでしょう。そもそも、出所直後はやらなければならないことも山積しており、いろいろなストレスを抱える中で、防衛的になったり、躁状態になる対象者もいるでしょうし、女性の場合は身体的な症状が出てくる人も多いと考えます。そうしたなかで、「まず第一に相談する／できる人として、地域支援コーディネーターがいるんだよ」ということを対象者本人に安心して受け入れてもらう、出所直後というのはこのためにとても大切な時期なのだと思います。

翻って、調査やインタビューというのは、思った以上に対象者にとっては心の中に入ってくる／心に残る出来事になり得ます。特に受刑中から話を聞いてきたわれわれ調査者は、対象者にとって「細かいことを説明しなくても事情を分かってくれる人」とみなされるかもしれません。もしかすると、対象者は、なにかあった場合に地域支援コーディネーターではなく調査者に連絡を入れる可能性すらあります。

もちろん、そうはならないかもしれませんが、調査者はそうしたリスクを踏まえて出所直後の調査計画を練らなければならない。そうしたことに想像が及ばないのであれば、支援を担う責任者(Y1さん)に聞く。調査チームはそうあらねばならなかったと思います。

対象者の出所直後の不安定な時期ということに加え、Y2さんを中心とした社会内支援の枠組み作りの時期としても大切な時期に、調査の言伝をなぜ行う必要があったのか、なぜ待てなかったのか。私は、現在では、今回の問題の本質はここにあると考えます。(以下略)

平井 秀幸

<図表4 資料2の文面>

#### 4-2. 「トラブル」から、調査の中断へ

2021年2月はじめに、Y1と平井とのあいだでZoomミーティングを実施し、平井からこれまでの調査の概要と進捗状況や、調査チームが考える今回の出来事（P11へのアクセス）の背景・原因を述べたうえで、今後の調査に関するY1の意向を伺いたい旨を伝えた。Y1からはおおむね以下の①～③の三点が伝えられ、直近で調査チームが行うべきこととして、少なくともA～Cの三点があることがY1と平井とのあいだで確認された（以下の各点は、資料1・2とあわせて地域支援コーディネーターのY2、Y3とも共有された）。

- ①、現在Y1の手元に調査チームから与えられている調査に関する情報が少なく、今回の出来事について判断やコメントをすることは困難である。
- ②、支援と並行してその調査を実施することは、支援への侵入のリスクを伴う。それにもかかわらず調査をするというのであれば、「なぜその調査が必要なのか」「何のために行うのか」といった意義と目的が支援者にとって理解・納得できるものでなければならぬはずだが、そうした説明を調査チームは怠ってきたと考えられる。
- ③、P11へのインタビューだけでなく、現在実施している施設内調査のすべてを無期限中断とし、速やかに平井がY1に対して調査全体の意義と目的に関するプレゼンテーションを実施してほしい。調査の今後に関しては、それをふまえて別途検討する。

A、P11に調査の中断をどう伝えるかについては調査チームに一任し、Yは関知しない。ただし、P11に中断を伝えた後「どのように伝えたか」についてはYと情報を共有する。

B、シンクタンク委員会に対して、平井の方から現状について情報共有を行う。

C、スーパーバイザー会議を開催し、調査に関して客観的に意見交換・方向修正がなされるような体制をつくる。

Y1と平井とのZoomミーティングを受け、調査チームは上記Aに関する検討（「調査チームからP11にどのように調査の中断を伝えるか」）を行い、ZからP11にLINEでのメッセージ（資料3）を送信した（図表5）。それに対して、P11からはすぐに返信（資料4）が届き（図表6）、調査チームは資料3・4のやりとりをY1に報告した。P11と調査チームとのあいだには、その後今日に至るまでやりとりはない<sup>(9)</sup>。Y1から調査チームに対しては、P11とY1が（P11の出所後に社会内で）実施したセッションでのP11の様子をふまえ、「資料3の主語として『Z』と『調査チーム』両者が混在しているが、P11自身は主語を『調査チーム』とは認識していないこと」「Z個人が調査をこえて、P11となんらかの援助関係を締結する希望を滲ませる文章に読めること」という二点の問題指摘が寄せられた。

P11からZへの返信（資料4）が届いたのち、上記Bを受け、平井から速やかにシンクタンク委員会にこれまでの経緯の報告が行われた。資料1～4が提出され、Y1と平井とのZoomミーティングにおける①～③およびA～Cの各点が報告されたうえで、調査チームからは、今回のP11へのアクセスをめぐる出来事の背景として、

PIIさん

こんばんは。Zです。夜分遅くにごめんなさい。ご連絡いただきありがとうございます。PIIさんから連絡が来たのを見て、本当にうれしく思いました。ただ、せっかく連絡をいただいたにもかかわらず、たいへん勝手に申し訳ないことなのですが、私としては、PIIさんへの調査をいったんお休みさせていただきたいと考えています。

突然、今までと180度違うことを言うようで、きっとすごく驚かせてしまっていると思います。なぜそんなことを考えたかという、私も含めた調査チーム全体であらためて話し合った結果、「センターから出てきてしばらくは、社会での新しい生活をするなかで日常のいろいろなことに追われて忙しかったり、さまざまな人と出会ったりするなかで気づかぬうちに疲労やストレスが溜まっていくのではないかと。そうした中で、調査がPIIさんのこれからの生活にとって負担になってはいけませんが、調査チームは、現時点ではそのための配慮や準備ができていないとも言えない。今は安全な状態で調査ができる状態ではない」という結論に達したためです。

私がPIIさんに調査をさせていただきたい、社会の中でもお話をききたい、と考えたのは、PIIさんのリカバリー（回復）の姿や、その過程での辛いこと、楽しいことといったさまざまな出来事を書いて出版することで、PIIさんや同じような女性たちにとって少しでも役に立ちたい、少しでも生きやすい社会づくりに貢献したい、と考えたからです。コア・プログラムのテキスト『回復への道しるべ』のなかに書かれているように、社会の中にはたまたでさえ「こんなはずじゃなかった」と思うようなことがたくさんあると思います。だからこそ、調査がPIIさんのリカバリー（回復）にとっての障害になってはいけないと思うのです。

本来はこうした調査チーム全体での話し合いを、PIIさんが出所される前におくべきでした。そうすれば、せっかくのPIIさんからうれしいご連絡に、こうした悲しいお返事をせずすんだはずです。本当に、本当にごめんなさい。

現在、安全に調査ができるように、体制を整えているところです。もし再開できることになったら、またこちらから連絡させていただきたいと思います。勝手なお願いですが、ご理解いただけると嬉しです。

いきなりこのような内容の連絡で、不安にさせてしまったと思います。改めて、こちらの都合で本当にごめんなさい。

最後になりましたが、そちらはだんだん季節の変わり目が近づいてきていると思いますので、どうか心身ともに健やかに過ごされますように。

Z

<図表5 資料3の文面>

わかりました。とても残念です。

私にとっては、こういった事で自分を振り返ったり回復への気持ちを再確認して、自分の為の力にもしたいと思っていました。毎日の生活の中で忙殺されてしまうので。

でも、仰る意味はよく分かります。

ありがとうございました。

失礼します。

<図表6 資料4の文面>

- a, 調査チームは支援の専門家ではなく、出所後の対象者の社会内支援をめぐって調査が与える影響力を想像する能力に欠けていたにもかかわらず、そのためのマネジメント体制を作り上げてこなかったこと（「支援実践の調査」固有のリスクマネジメントの問題）
  - β, 調査対象者として「法務省や刑務所」と「対象者」の理解を得ることに目が向くなか、Y1をはじめとする「支援者」と調査チームのあいだでの社会内調査に関する情報共有体制が欠如していたこと（「支援者」と調査チームの関係性の問題）
  - γ, コロナ禍で施設内調査を継続しつつ社会内調査の準備を進めるということに関して、調査チームのマンパワー体制に限界が存在していたものの、有効な代替策を講じることができなかったこと（「コロナ禍の調査」をめぐる調査計画・調査体制の問題）
- という三点の認識が示された。

### 4-3. Y1に向けたプレゼンテーション

続いて、調査チームはY1と平井とのZoomミーティングの③で指摘されたプレゼンテーションの準備に取り掛かった。プレゼンテーションは2021年2月27日に実施され、調査チームとY1だけでなく、シンクタンク委員会のメンバーも参加した。「モデル事業調査の問題関心・方法・倫理——社会内調査と、そのリスクへの対処策を中心に」と題されたプレゼンテーションは、Y1と平井とのZoomミーティングの②で指摘された「調査は支援への侵入のリスクを伴う。にもかかわらずそれを行う意義と目的は何か？」という問いに答えることを第一義的なねらいとして行われた。調査チームとしては、上記のリスクの存在を認識したうえで、それでもなお社会内調査を実施する意義が存在すると考えており、調査計画の再構築と倫理的配慮の強化を図ることによって、施設内調査の継続と社会内調査の実現を希望していた。そこで、プレゼンテーションでは、これらの点を詳細に説明することを通して改めてY1に調査への理解を求めることになった。

#### リスクがあるなかで調査を実施する意義

リスクがあるにもかかわらず社会内調査を実施する意義として、プレゼンテーションにおいて調査チームは、宮地尚子の「環状島」モデルにおける研究者・専門家・知識人の役割を参考に論じた<sup>(10)</sup>。「環状島」モデルとは、トラウマについて語ろうとする者が置かれた独特の隠喩的同心円空間を指す。〈ゼロ地点〉にほど近い〈内海〉は犠牲者の沈んだ領域であり、その周りには言葉を失った者たちがいる。〈内斜面〉を登っていくにつれトラウマを語れるようになり、その雄弁さは〈尾根〉でピークを迎える。〈外斜面〉と〈外海〉は非当事者の領域であるが、支援者をはじめ当事者にコミットする人びとはしばしば〈尾根〉に近づき、〈内斜面〉にいる当事者に手を伸ばそうとする。対象者の抱える困難性に照らせば、筆者らの調査は「環状島」において当事者と支援者の声を聴き取ろうとする試みともいえる。

宮地は「環状島」モデルをめぐって研究者・専門家・知識人が果たしうる役割として、(1)

<海>しか見えないところに環状島を浮かび上がらせるきっかけをもたらす。(2) イシュー化のための概念や用語を生みだし、環を作りやすくする。(3) <内海>の大きさと深さを推定・測定する。(4) <波打ち際>の徴候を感じ取り、読み解いて、<内海>を小さくする。(5) <内斜面>の地を這う人たちの情報を外に持ち出し、広く伝える。(6) <内斜面>を這う人たちに上空や外からの情報を渡す。(7) 既存の見方とは異なる切り口で環状島を描いてみる。(8) 島の土台を支える。(9) <水位>を下げる。という9点を挙げている。調査チームは、社会内調査を通して果たすことができるのは、“直接的に貢献を志向するもの”として (1), (2), (7), (9), “対象者や支援者の参加を得ながら、間接的に貢献を志向するもの”として (4) の合計5つではないかと考えた。社会内調査は、対象者が過去・現在において直面するハームと、それに取り組むモデル事業や支援者の姿を丹念に記述することで、社会的に注目されることのない (というより、間違っ理解されることの多い) 女性薬物事犯者や支援実践の姿を公共的な言説空間へと届けることができる(1)。そして、社会学的観点から導かれた諸概念と対象者や支援者が生きる生活世界を丁寧に往復しながら、現実を切り取るにふさわしい「言葉」をつくりだすことに貢献できる (2)。むろんこうした作業は、これまでのよく知られたストーリー (「非道徳的で性的に頹落した女性薬物事犯者」「厳罰や再犯リスク低減による再犯防止」…) を問いに付し、それとは異なるストーリーのなかで対象者の生活と支援実践のあり方を描くことにつながるだろう (7)。加えて、調査データの分析を経て研究成果をアウトプットすることにより、対象者や支援者に対する社会の誤解を解き、社会の側からの理解を深めることに貢献することで、<内海>の<水位>を下げる一助になることが期待された (9)。ただし、調査チームがただ積極的に<内海>近くの<波打ち際>にいる当事者の声を聴きとればそれで万事解決というわけではもちろんない。宮地の言葉を借りれば、「証拠や証言の正確さを厳密に要求したり、整合性や論理性のみに信をおいたり、ヘリコプターの爆音のように非本質的な情報や解釈を氾濫させることによって、<波打ち際>の徴候を聞き取れないようにする」ことは研究者の「役割の悪用」であり<sup>(11)</sup>、それは調査の意義ではなく調査のハームとなる。調査チームはプレゼンテーションにおいて、(4) の役割については、社会内調査の問題関心と研究計画、データ収集や分析の方法、研究成果の公開のプロセス等に関して、対象者や支援者との議論および了解を経て実施することで“間接的”に志向することを提案した<sup>(12)</sup>。

#### 調査設計の見直しと倫理的配慮の強化に向けて

以上のような役割を果たすためにも、社会内調査、そして施設内調査をも“調査がはらむリスクに対処できるような設計”を新たに組み込むかたちで再構築する必要があると思われた。調査チームは、資料2に記されたように、今回のP11へのアクセスをめぐる出来事を、「支援」にハームを与えるリスクが「当事者 (P11)」にハームを与えるリスクにも転じ得る事例として認識していた。それゆえ、プレゼンテーションでは支援者と当事者双方へのリスクに調査がどのように対応するのが重要なポイントとなった。

そこで参照されたのは、再び宮地の「環状島」モデルであった。宮地は「環状島」における研究者の位置づけについて、①当事者たちから距離を置き、上空から全体を俯瞰する位置、②当事者に密着し、地を這う低いところに視点を置いてものごとを見る位置、③当事者が研究者になるというパターン（当事者研究）の三つに分類している<sup>(13)</sup>。今回の調査は②に該当すると考えられるが、宮地はこのタイプの研究について以下のように述べている。「研究者のあなたは、島で何か起きているらしいと興味をもって＜外海＞から上陸する。＜斜面＞を上っていく。状況を徐々につかみ、事情に詳しくなっていく。そこで起きている悲惨な問題を聞き及び、何か声をあげなければと思う。実際、雄弁になっていく。＜尾根＞に近づく。＜尾根＞は＜風＞が強く、挙げた声への賛同も批判も激しいが、熱意をもってあなたはその問題について語りつづけようとする。当事者の言葉には耳を傾けようとしない人たちに向けて、学術用語を駆使して説明を試みる。多くの人にこの問題をもっと知ってもらおうと、冊子を配り、本を書き上げる」<sup>(14)</sup>。この宮地の整理にもとづけば、今回のP11へのアクセスをめぐる出来事は、調査チームが＜外斜面＞から徐々にP11にアプローチするのではなく、刑事司法システム、そして支援者を經由して直接＜尾根＞に降り立とうとしたケースとして理解できるかもしれない。通常は、②の研究者が＜尾根＞に降り立ち、＜内斜面＞を登ろうとしている者にいきなりアクセスすることは困難であるばかりでなく、その場で支援に携わる者の実践に侵入し、それによって当事者が＜内斜面＞を登ることを阻害するリスクを伴う。しかし、受刑者研究においてP11とすでに一定の関係性構築を試みていたこともあり、調査チームは出所後すぐに地域支援コーディネーターを經由してP11にアクセスしたことで、社会内の支援体制を動揺させ、それによって調査者が支援者であるかのようにP11に誤解を与えるリスクをもたらしたのだった。

であるならば、調査チームは支援者とのあいだで社会内調査に関するコミュニケーションを十分に行い、＜内斜面＞における個々の場面で支援者の理解を得たうえで調査を実施することが肝要であるし（「支援」へのリスクに対する対処）、それによって調査チームは十全な装備と準備を伴った「環状島」へのアクセスを行う必要があるということになろう（「当事者」へのリスクに対する対処）。

### プレゼンテーションにおける具体的提案

プレゼンテーションでは、調査チームから調査計画の再構築と倫理的配慮の強化に関する以下のⅠ～Ⅲの具体的提案がなされた。

Ⅰ、社会内調査をめぐるガイドラインの策定：第二節でも述べたように、調査チームはX刑務所とのあいだでガイドラインを締結し、施設内調査に臨んでいた。しかしながら、(Y1, Y2, Y3といった支援者も職員研究におけるインタビュー対象者に含まれていたにもかかわらず) 支援者とのあいだで調査に関する文書化された取り決めは存在していなかった。そこで、プレゼンテーションでは、Y1およびシンクタンク委員会の監修を受けつつ、社会内調査用のガイドライ

ンの締結と、そこで定められた手続きに従った（支援者および出所した対象者との）同意書の取り交わしを行うことが提案された<sup>(15)</sup>。

Ⅱ、出所者研究およびその前段階の受刑者研究に関する、“対象者へのリスクを最小化すること”“支援への侵入リスクを最小化すること”の二点に留意した対処措置の実行：調査チームは、受刑者研究を新たに二つのフェイズ（受刑第一期と第二期）、出所者研究を二つのフェイズ（出所第一期と第二期）に区別したうえで対象者に縦断的インタビューを実施することを提案した。

まず、センターへの編入後しばらくは対象者にとって環境の変化に伴う不安定な時期であるため、この時期にはインタビューは実施しないことが提案された（受刑第一期）。この時期、調査者は調査の説明とインフォームド・コンセントの獲得を十分な時間をかけて行い、調査に関する意見・理解・協力を得ることとする。この時期の対象者の様子は、Y1, Y2, Y3から聴きとるものとした。

続いて、対象者とX刑務所の許諾を得られ、Y1, Y2, Y3によってレディネスが確認された段階ではじめて、インタビューを縦断的に実施することが提案された（受刑第二期）。ただし、調査チームは、インタビューの録音データを各インタビュー終了後にY1に提出するとともに、インタビュー内で気になった発言等があればY1に報告し、次回インタビューを実施してもよいか判断を仰ぐこととする。Y1, Y2, Y3が何らかの理由でインタビューを一時中断すべきと判断した場合には、「受刑第一期」のフェイズに戻るものとした。

出所後も、センター編入時と同様か、それ以上に、対象者は大きな環境の変化を経験し、それを乗り越えなければならない。そのため、この時期に関してもインタビューは実施しないことが提案された（出所第一期）。注15に記したように、受刑第一期において対象者は説明と同意の手続きを経ているが、出所後に再度調査に関する説明を行い、慎重にインフォームド・コンセントを得る。この時期の対象者の様子は、Y1, Y2, Y3から聴きとるものとした。

最後に、対象者の許諾を得られ、Y1, Y2, Y3によってレディネスが確認された段階ではじめて、インタビューを縦断的に実施することが提案された（出所第二期）。ただし、調査チームは、インタビューの録音データを各インタビュー終了後にY1に提出するとともに、インタビュー内で気になった発言等があればY1に報告し、次回インタビューを実施してもよいか判断を仰ぐこととする。Y1, Y2, Y3が何らかの理由でインタビューを一時中止すべきと判断した場合には、「出所第一期」のフェイズに戻るものとした。

以上の4つのフェイズ区分は、調査者は支援者としての専門性を有さないため、調査にあたって支援者によるレディネスの判断を仰ぐことで、対象者に調査がハームをもたらすリスクと調査が支援への侵入となるリスクを避けるねらいを有していた。また、図らずもそうしたリスクが現実化してしまった場合には、調査を即座に中止したうえで支援者による専門的かつ迅速な介入を可能とするためのものでもあった。とはいえ、こうしたやり方においては支援者（Y1, Y2, Y3）の負担はきわめて大きなものとなる（調査が支援実践へのハームになりかねない）。そこで、



従来より計画していた職員研究および支援者研究におけるY1, Y2, Y3へのインタビューの時間の一部を、受刑第一期と出所第一期において対象者の様子を聴いたり、調査チーム側から対象者の発言等を報告する時間に充てることがあわせて提案された。

Ⅲ、調査チームの体制をめぐる多方面からの改革の実施：予想をはるかに超えて長期化するコロナ禍のなかで、施設内調査を継続しつつ社会内調査の準備を進めていくなかでP11へのアクセスをめぐる出来事が起こった。特にプログラム研究や受刑者研究に関しては、X刑務所の近隣地域に居住する一部の研究者がほぼ一手で引き受けるかたちとなり、マンパワー体制に問題があったことは否めない。そこでプレゼンテーションでは、調査チームの体制をめぐる以下の5つの改革提案がなされた。第一に、コロナ禍が収束し、調査チームメンバーがX刑務所の近隣地域に渡航できるようになるまで、調査チームは遠隔地から実施可能な歴史研究および職員研究の2つのみを実施し、社会内調査用のガイドラインの策定、調査対象者への説明や調整、それ以外のチーム体制をめぐる改革作業等に傾注するものとする。第二に、調査チームは定期的開催されるモデル事業シンクタンク委員会にて、進捗状況等についての定期報告を行う。第三に、主として研究成果をめぐる報告と議論の場として設置されていたスーパーバイザー会議を、調査の進め方や倫理的配慮のあり方なども含めた調査全般に関する意見交換の場として位置づけなおし、今回のP11へのアクセスをめぐる出来事についての報告や、この一年間の調査の進捗報告（計画変更や縮小に関する報告）を行う。第四に、調査チームは、調査者の心身の疲労とそのケアに関するミーティングを定期的で開催し、各人のセルフケアだけでなく、調査チーム全体としてのケア・システムを構築する。第五に、調査チームは、調査対象者を単に調査の客体とみなすのではなく、協働すべきカウンターパートとして理解し、知識の共同生産や参加型研究のかたちを模索する。前述したように、インタビュー調査のさなかにおいて調査のあり方それ自体をめぐる対象者との意見交換を積極的に展開する。

プレゼンテーションでは、質疑応答も含めて、ここに記した以外にも様々な論点が提出され、モデル事業や調査の今後についての意見交換がなされた。その後、Y1を中心に、平井を除いたシンクタンク委員会のメンバーと協力者のあいだで、プレゼンテーションの評価と調査の今後に向けた支援者側の応答について話し合いがもたれた。

#### 4-4. 回答書

2021年3月8日に、調査チームによるプレゼンテーションに対して、Y1からの「モデル事業における調査研究について——調査チームによるプレゼンへの応答」（資料5）と題された回答書が寄せられた（図表7）。詳細はそこに記されたとおりであるが、Y1から調査チームへの要望は、①プログラム研究、受刑者研究、支援者研究、出所者研究は、研究ではなく記録を目的として、調査チーム以外の外部業者に委託する。②歴史研究は従来計画のまま継続を認める。③職員研究は継続を認めるが、Y1, Y2, Y3を対象から除外する。という三点に要約できる。また、そ

モデル事業における調査研究について  
調査チームによるプレゼンへの応答

2021年3月8日 Y代表 Y1

2021年2月27日に、調査チームを代表して平井さんより資料を提示いただき、プレゼンテーションをお聞きしました。チームのみなさんで協議された内容と伺いましたので、まずは今回プレゼンテーションという形で状況の整理をし、それを私たちモデル事業の実施者と共有してくださったことに感謝いたします。

その後シンクタンク委員と\*\*、++の5名の方々と意見交換をおこないました。そのプロセスを経て考えをまとめましたので、今後の方針と合わせてお伝えしたいと思います。

1, 対象者との接触を伴うモデル事業の調査(研究C,D,E,F)に関しては、記録を主な目的としてこれを研究の伴わない外部に業務委託する。

モデル事業について調査チームを立ち上げ外部からみていただくことで、次のようなことが可能になると期待していました。

- ・事業者の構築した支援モデルがその目的を十分に反映したものとして機能するか検証する。あるいは実践者が気づけていない課題を指摘のうえ、軌道修正しつつ事業運営をおこなうことに資する。

- ・モデル事業のコンセプトと方法が、司法処遇における対象者観を変化させるものとして十分に批判的に検証する。

- ・最終的には女性薬物依存症者が抱える困難性を個別化せず、社会の側の問題として問い返していく。

しかしこれらを行うためには、実践者である経歴が不可欠で、支援モデルにも習熟していなければ困難であることに気付くのが遅かったというのが当方の大きな間違いでした。そのため、対象者へのアクセスが不用意に行われたものと理解しました。調査チームのみなさんともっと早い段階で十分なやりとりが出来ていれば、このような誤解が生まれなかったと思います。こちらの間違っただけで、大変申し訳ありませんでした。

上記のような分析と研究に関しては記録が重要であることはいうまでもありませんが、これに関しては研究を目的としない業者へ委託いたします。また(1)から(3)の研究課題については今後周囲と相談しながら検討していくことにしました。

2, 研究A(歴史研究)は重要な研究と認識します。

3, 研究B(職員研究)については、Y1と地域支援コーディネーターを対象から除外してください。

2021年4月よりグループが2つとなり対象者数も増加することから、事業内容に集中する必要があります。また研究課題との関連が深いこともあり、こちらに関しても、今後当方で検討したいと思います。

以上がプレゼンテーションをお聞きしての応答となります。調査チームのみなさまにおかれましては、ここまで事業に関心をお寄せくださったことに心より御礼申し上げます。

<図表7 資料5の文面>

の後の調査チームとY1とのやりとりを経て、④Y1からの①～③の要望に関して、調査チームはこれを遵守する。⑤これまでの施設内調査において収集したデータの分析と、それにもとづく学

会報告や論文化等のアウトプットは可とする。アウトプットは、ガイドラインに定められたX刑務所のチェックとは別に、構想がある程度まとまった時点、および、草稿が完成した時点のそれぞれにおいてY1のチェックを受ける。⑥Y1が歴史研究のインタビュー対象者となることは可とするが、その場合は事前に質問項目を示す。という三点が合意された。

Y1からの回答書を受け、調査チームは2021年4月18日にスーパーバイザー会議を開催し、今後の調査に向けて広く意見を募った。会議はZoomで実施され、ほぼすべてのスーパーバイザーが参集し、調査チームからのこれまでの調査の進捗・経緯説明を経て、特に回答書の②、③、⑥——歴史研究と職員研究に関して、どのような調査を実施していくべきかについて議論された。多くのスーパーバイザーから提出された意見として、“職員研究はY1、Y2、Y3が対象から外れ、また、社会内での支援者研究も実施できないとなると、当初の研究関心の下で職員研究を継続するのは困難であり、新たな研究関心が浮かんでいない現状では望ましくもない”、“スーパーバイザー会議で開示された今回のP11へのアクセスをめぐる一連のプロセスは、社会調査の方法と倫理、および、調査者・支援者・当事者の関係性を考察する上での貴重な素材と認識する。支援者と当事者の理解を得てデータ分析とアウトプットを行うべきではないか”という二点が重要と考えられた。そこで、調査チーム内で取りまとめ作業を行い、図表8に示したかたちで調査を一部「中止」とすることについてY1の了承を得た。変更点は施設内調査にもかかわるため、X刑務

- 歴史研究は当初の計画通り実施する（Y1もインタビュー対象者に含める）。
- 職員研究、プログラム研究、受刑者研究は中止とし、継続しない。支援者研究、出所者研究は実施しない。
- プログラム研究と受刑者研究の比較分析として実施予定だった薬物依存離脱指導の研究は中止とし、継続しない。
- データの分析とアウトプットに関しては、次のように進めるものとする。
  - \* 歴史研究においてこれから収集するデータに関しては、データの分析とアウトプットを行う。
  - \* 職員研究、プログラム研究においてこれまで収集したデータに関しては、データの分析とアウトプットを行う。
  - \* 受刑者研究においてこれまで収集したデータに関しては、その量が極めて少ないこともあり、データの分析とアウトプットは行わない。
  - \* 薬物依存離脱指導の研究においてこれまで収集したデータの分析とアウトプットは行わない。
- 今回の調査の中止にいたるプロセスについて、社会調査の方法と倫理、および、調査者・支援者・当事者の関係性を考察する上での貴重な素材と認識し、データ分析とアウトプットを行う。ただし、この研究のための新たなデータ収集は実施せず、歴史研究でこれから収集するデータ、職員研究・プログラム研究・受刑者研究でこれまで収集したデータを分析に使用する（ただし、薬物依存離脱指導の研究においてこれまで収集したデータは分析に使用しない）。
- データ分析とアウトプットに関しては、ガイドラインで定められたX刑務所によるチェックとは別に、学会報告や論文化の構想がある程度まとまった時点、および、学会報告・論文投稿の前の草稿の時点、のそれぞれにおいて、Y1のチェックを受ける。

<図表8 調査の一部「中止」をめぐる結論>

所および法務省矯正局にも調査の一部「中止」を報告し、変更点をふまえた第二版ガイドラインが2021年9月27日にX刑務所長と平井とのあいだで締結された。

## 5. 今後の分析に向けた視座

冒頭で述べた通り、本論文は前節で詳述した「トラブル」それ自体をデータとして分析していくにあたっての試論的・序論的役割を果たすことをねらいとしている。本論文の結びに、今後の分析に向けて調査チームが特に重要と捉えている三つの視座を確認する。

### 5-1. 「トラブル」の被構築性

今回のP11へのアクセスをめぐる一連の出来事は、所与の（つまり出来事が生じた瞬間から）「トラブル」として現出したわけではない。“調査チームがセンターを仮釈放で出所したP11に社会内調査をめぐってアクセスした”という出来事に対して、調査に関係する様々なアクターが様々な実践をなすなかで（調査継続の可否を検討するに値する）「トラブル」としての意味を構成していったと考えられる。そして、それは結果として「調査の一部『中止』」という結論に至るわけだが、その過程ではアクター間での「トラブル」の意味内容をより具体化・特定化させる相互作用が存在し、上記の結論はそうした相互作用のある意味で“終わらせる”——「トラブル」に「対処」する——機能を有した可能性がある。社会学における広義のラベリング論・構築主義的な観点からの分析は上記の問題関心に立つ「トラブル」の構築（終息）過程の経験的分析に向けた一助になるかもしれない。そのためにも、本論文の記述に加え、上記の相互作用（今回の出来事をめぐる多様な実践）に関する経験的データを吟味・分析する必要があるだろう。

### 5-2. 「中止」をめぐる政治性・権力性

「トラブル」として構成された（一連の）出来事から調査「中止」という結論に至るまでの相互作用はいうまでもなく中立的なものではない。調査途上のある現象に対する「トラブル」としての逸脱指定が、必ずや調査「中止」を導くわけではないことを考えれば、ここでの相互作用が政治的なものであることが理解されよう。アクター相互の政治的意図を伴う相互作用のなかでアクター間の権力諸関係がいかに関係が構成され、それが次なる相互作用に影響を与えていったのかが分析の焦点となるかもしれない。さらにいえば、P11へのアクセスをめぐる一連の出来事が生じた場——調査フィールドそれ自体が、特定の権力諸関係が構成され続ける場である可能性も指摘できる。刑務所での調査という事情をふまえて調査チームが対象者と調査者との関係性に苦慮・留意していたことは既述の通りであり、そうしたある種「構造化」された調査フィールドの特性が今回の出来事にいかなる背景を与えていたのかが探求されるべきだろう。

### 5-3. フィールド成員の立場性

モデル事業では、女性特有のハンディキャップや社会構造に起因するハームをいかに縮減するかが重視されていたが、調査チームが受刑者研究を行う上でもこのことは同様にふまえるべきだと考えていた。調査チームはいわば、対象者との権力の非対称性がハームにつながらないように、可能な限り民主的な調査プロセス（第3節2項を参照）を志向する立場性を有していたといえる。こうした調査チームの立場性は、フィールドのアクターたち（支援者、対象者、X刑務所…）の立場性とどのように異なり、そこでの相違は上述の相互作用や権力諸関係の構成過程にいかなる影響を与えたのだろうか。例えば、対象者と民主的な関係性を結ぼうとする調査チームの立場性は、Y1の立場性からすれば「支援への侵入」のリスクをはらむものであったかもしれない。フィールドワークの「トラブル」の社会的分析を通して、フィールド成員の立場性（の違い）とそれが調査過程やフィールド成員自身に与える影響を考察することが必要だろう。

## 6. おわりに

冒頭で述べた規範的調査観に照らせば、今回筆者らが経験した「トラブル」から「中止」に至るプロセスは明らかな「失敗」であろう。しかし、筆者らが調査者として「失敗」と考えることは、例えば、調査が（ただでさえ脆弱な）対象者にさらなるハームをもたらすことであり、そうした危惧を持つからこそ、調査過程の民主化をめぐる模索を続けてきたのだった。むしろそれは支援者にとって避けるべき事態とも同定されたわけだが、同時にそれは調査者が理解しきれていない、あるいは今後理解されるべきはずだった、支援者がかつ専門的・経験的な知を共有する可能性を開くものでもあった。だとすれば、社会調査の「失敗」とは何だろうか――。

本論文では、筆者らが実施したフィールドワークの「中止」をめぐる一連のプロセスと今後の分析に向けた視座について述べてきた。本論文や、本論文をふまえて将来においてめざされる試みは、社会調査における「トラブル」を“避けようのない災厄”として忘れ去るためでも、“避けられなかったはずの過失”とみなして悔悟するためでもなく、「トラブル」と同定される事態において何が起きているのかを明確化し、その過程を公共的議論のなかで反省的に振り返るためのものである。こうした試みは、調査方法論・調査倫理上の貢献に加え、社会調査に関わるすべての人びとにとって有益なものとなろう。

## 付記

本研究で用いたデータは、『女子依存症回復支援モデル事業』と『女子依存症回復支援センター』の実態と機能をめぐる質的研究（研究責任者：平井秀幸）のなかで得られたものである。また、本研究は、2020年日本国際賞平成記念研究助成「当事者の視点に基づく共生社会の実現に向けた学際的研究」（研究代表者：熊谷 晋一郎）による研究成果の一部である。

## 注

- (1) 佐藤郁哉『フィールドワークの技法』新曜社, 2002, vii
- (2) 谷富夫・山本努編著『よくわかる質的社会調査 プロセス編』ミネルヴァ書房, 2010
- (3) 矢島正見「トラブル」谷富夫・山本勉編著『よくわかる質的社会調査プロセス編』ミネルヴァ書房, 2010, 214-215
- (4) 前田・秋谷・朴・木下編著『最強の社会調査入門』ナカニシヤ出版, 2016
- (5) 本論文を出発点として、最終的には筆者らが実施した調査のこれまでの展開過程をまとめ、また、調査が一部「中止」に至る過程を調査方法論・調査倫理等の観点から反省的に考察することがめざされる。加えて本論文は、筆者ら以外の社会調査に関わる全ての人（研究者・実務家・支援者等）がそうした考察を実施するための「一次資料」を提供する任を担っている。
- (6) なお、出所後の支援体制構築にかかる調査（社会復帰支援コーディネート事業）については、2020年度はNPO法人Yが受託していたが、2021年度はYとは異なる別の事業者が受託している。
- (7) 本節以下で引用する一次資料（図表3～7）は、固有名詞や個人情報を除いて削除・修正された箇所はなく、すべて原文のとおりである。研究の意義と目的をご理解いただき、快く掲載許可をくださったY1およびP11の各氏に心より御礼申し上げたい。
- (8) Y1は、モデル事業を法務省矯正局より受託するに際して、多様な専門性をもつ複数のメンバーからなるシンクタンク委員会を設置した（平井もその一員であった）。シンクタンク委員会に期待された業務は、モデル事業の進捗とそこで表面化した課題に関しY1より説明を受け、それぞれの専門性から意見を述べることで、そして、モデル事業の方向性・目的・具体的方法論が課題の解決に資するものであるかを検討し、Y1に対して意見を述べることであった。
- (9) 正確には、その後P11からZの携帯に一度不在着信が入ったことがあった。その後P11から再度の連絡はなく、Zから折り返すこともしていない。この件については、Y1にも報告を行った。
- (10) 宮地尚子『環状島=トラウマの地政学』みすず書房, 2007, 189-190
- (11) 同書, 201
- (12) 付言すれば、調査チームとはプレゼンテーションにおいて、＜内海＞に沈んだ者たちの実態把握をさす（3）と、生存者の生活支援をさす（8）は調査では「できないこと」「志向してはいけない役割」だと認識していることを強調した。社会学者は、「すでに亡くなってしまった人」「語り得ない状況におかれている人」の声を聴きとることはできないし、支援者であるかのように振る舞いつつ語り得ない声を聴きとろうとするのは、対象者に対する欺瞞であると同時に、支援実践への侵入となりえる。
- (13) 同書, 171-185
- (14) 同書, 174
- (15) ちなみに、対象者に対しては、X刑務所とのあいだで締結したガイドラインに従い、受刑中に説明を行い、社会内調査への同意を得ている。しかし、受刑中の調査同意は「断ると仮釈放の時期に影響するかもしれない」など、対象者が暗黙の心理的抑圧を受けるなかでなされたものである可能性が否定できない。もちろん、「調査同意の有無が仮釈放の時期に影響する等の不利益は決して生じない」と説明時に伝えるが、残念ながら対象者が不安や強制を感じる可能性はゼロにはならないだろう。それゆえ、対象者に対しては出所後に社会内でもう一度調査に関する説明を行い、改めて同意を得ることを計画していた。その際、対象者が受刑中の調査を振り返り、「受刑中に語った調査データは使用しないでほしい」などといったニーズを表明した場合には意向に従うことを想定していた。プレゼンテーションではこうした調査チームの考え方についても述べた。

How does social research end in “failure”?:

Disclosing the detailed research process from “trouble” to “suspension”

KATO Michiko, HIRAI Hideyuki

Abstract

Anyone involved in social research would hope for the “successful” completion of the research, fulfilling the objectives of the research, and successfully reporting and producing the results. However, there exist some researches that end differently - they are not completed, but rather “cancelled” due to some “troubles” during the research process. While only the “successful” research is published and can be seen by those who are not involved in the research, there is little chance to encounter the “failed” research. This paper discloses the “troubles” experienced by the authors in their own qualitative social research (fieldwork on support for female drug addicts in prison and after release) . The authors describe the detailed process regarding the “suspension” of the research and provide preliminary considerations for a sociological qualitative analysis of the “troubles” themselves. This type of empirical study on the “failure” of social research may paradoxically raise the question, “What exactly is the ‘failure’ of social research?” In addition to contributing to research methodology and research ethics, the discussion provided in this article will be beneficial to all those involved in social research.

Keywords: The “Failure” of Social Research, Fieldwork, Troubles, Support for Women, Drug Addiction

（かとう みちこ 札幌学院大学非常勤講師）

（ひらい ひでゆき 四天王寺大学人文社会学部准教授）